

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第108号	
事故等種類	養殖施設損傷	
発生日時	平成22年10月18日 17時50分ごろ	
発生場所	岩手県宮古市宮古港北東沖 閉伊埼灯台から真方位282° 1,230m付近 (概位 北緯39°39.4' 東経142°00.7')	
事故等調査の経過	平成22年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十二天祐丸、14.21トン	
船舶番号、船舶所有者等	AM2-4618（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 プロペラ曲損 養殖施設 網破損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、宮古港北東沖を約9ノット（対地速力）の速力として南への潮流に圧流されながら自動操縦で南西進中、平成22年10月18日17時50分ごろ、‘宮古港北東沖に設置された養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に進入した。</p> <p>船長は、南への潮流に圧流されて航行しているのは知っていたので、本件養殖施設に接近したら変針するつもりでいた。</p> <p>船長は、本件養殖施設に進入後、本件養殖施設に設置されていた黄色の点滅灯に気付いた。</p> <p>本船は、プロペラに本件養殖施設の網が絡まり航行不能になったが、僚船の協力を得て本件養殖施設から離脱したのちに自力で帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：下げ潮の中央期</p> <p>事故現場付近の事故当日の日没時刻は17時17分であり、薄明時間は1時間28分であった。</p>	
その他の事項	船長は、本件養殖施設があることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、宮古港北東沖において潮流に圧流されながら南西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったことから、本件養殖施設に設置されていた黄色の点滅灯に気付かず、本件養殖施設に進入したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、宮古港北東沖において潮流に圧流されながら南西進中、船長が適切な見張りを行っていなかったため、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。	